

豊橋市提出資料

第5章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を設置し、防災ヘリコプターを活用する。

第1節 救出・救助活動

(省略)

9 災害救助法の適用

〔資料編：XI-8〕

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 災害救助

市における措置

災害が発生した場合における被災者に対する応急救助に関し、災害救助法が適用された場合の救助及びこれに準じ市長の責任において実施する救助についての計画を定めるものとする。

(1) 災害救助の実施責任者及び基準

ア 実施責任者

(ア) 災害救助法が適用された場合の救助

災害救助法が適用された場合の救助は、知事が国の機関として実施するほか、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するが、市長は、知事が行う救助を補助するほか知事から通知された場合は、事務の一部を行う。

(イ) 災害救助法による救助の対象とならない小災害の救助

災害救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても、被災の状況により、市長の責任において救助を実施するものとする。

イ 災害救助法の適用基準

(ア) 災害救助法は、本市に対しては、被害世帯数が150世帯以上に達したとき。

(イ) 被害世帯が(ア)の基準に達しないが、愛知県の被害世帯が2,500世帯以上で本市の被害世帯数が75世帯以上に達したとき。

(ウ) 被害世帯が(ア)又は(イ)の基準に達しないが、愛知県下で被害世帯が12,000世帯以上に達した場合であって、本市の被害状況が、特に救助を必要とする状態にあったときは、本県知事において災害救助法を適用されることがある。

(エ) 本市の被害が、(ア)、(イ)及び(ウ)に該当しないが、本県知事において特に救助を実施する必要があると認められた場合には、**災害救助法**が適用されることがある。

(注1) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- a 住家の被害程度は、住家が滅失した世帯、即ち、全焼、全壊、流出等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。
- b 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- c 飯場・下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

(注2) 人口の基準は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口とする。ただし、市の廃置分合又は境界変更若しくは未指定の編入等の場合は、県知事の告示した人口による。

(オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は危害を受けるおそれが生じたときは、県知事が内閣総理大臣に協議して**災害救助法**を適用する。

(2) 被災者台帳等

ア 被災者台帳の作成

市長は、**災害救助法**の救助を必要と認める災害にかかった者又は市長が特に救助を必要と認める災害にかかった者がいるときは、その罹災状況を調査の上、被災者台帳を整備し、これに登録する。

イ 罹災証明書の発行

市長は、前項の災害にかかった者に対し必要があると認めたときは、被災者台帳における登録番号を付し、罹災証明書を発行する。

(3) **災害救助法**等による救助の内容

災害救助法による救助、又は、これに準ずる救助の内容は、おおむね次の事項とする。

- ・避難所の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・医療
- ・災害にかかった者の救出
- ・死体の処理
- ・応急仮設住宅の供与
- ・障害物の除去
- ・生業に必要な資金の貸与等
- ・応急救助のための賃金等雇上費
- ・飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・助産
- ・死体の搜索
- ・埋葬
- ・災害にかかった住宅の応急修理
- ・学用品の給与
- ・応急救助のための輸送費

第15章 住宅対策

(省略)

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 市及び県における措置

県は、**災害救助法**に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、**災害救助法**施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、市がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

- (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。
- (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

[資料編：XI-8]

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。